

議案第41号

利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 指定介護予防支援事業者の指定（第2条）</p> <p>第3章 指定介護予防支援の事業の基本方針（第3条）</p> <p>第4章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準（第4条・第5条）</p> <p>第5章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（第6条—第30条）</p> <p>第6章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条—第33条）</p> <p>第7章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第3条まで 省略 （従業者の員数）</p> <p>第4条 <u>指定介護予防支援事業者</u> は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」と</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 指定介護予防支援事業者の指定（第2条）</p> <p>第3章 指定介護予防支援の事業の基本方針（第3条）</p> <p>第4章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準（第4条・第5条）</p> <p>第5章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（第6条—第30条）</p> <p>第6章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条—第33条）</p> <p>第7章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）</p> <p><u>第8章 雑則（第35条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1条から第3条まで 省略 （従業者の員数）</p> <p>第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所</p>

いう。)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所 _____ ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する

_____ 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

_____ ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ_____、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員_____

_____の氏名及び

門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員_____

（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び

連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～8 (略)

第7条から第11条まで 省略

(利用料等の受領)

第12条 (略)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について_____利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者

____は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければなら

連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～8 (略)

第7条から第11条まで 省略

(利用料等の受領)

第12条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援

の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければなら

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録

オ 第32条第16号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第17条に規定する町への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第31条 省略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第32条第15号の規定による評価の結果の記録

オ 第32条第16号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第17条の規定による町への通知に係る記録

(5) 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第31条 省略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(15) (略)

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(15) (略)

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回_____，
利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、

イ 利用者の居宅を訪問しない月 _____
_____ におい
ては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業
所（同省令第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハ
ビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利

サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期
間（以下この号において単に「期間」という。）について、少
なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接
するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ
電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、
文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項につい
て主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うこ
とができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリング
では把握できない情報について、担当者から提供を受ける
こと。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい
変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接す
ること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月 (ただし書の規定によりテレ
ビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。) におい
ては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業
所（同省令第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハ
ビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利

用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

立 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(17)～(28) (略)

第33条 省略

第34条 第3章から前章までの規定（第27条第6項及び第7項を除く。）は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条 中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(17)～(28) (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第33条 省略

(準用)

第34条 第3章から前章までの規定（第27条第6項及び第7項を除く。）は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条第1項中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第8章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当

たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条に2項を加える規定（同条第3項に係る部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。